

報告第 9 号

令和4年度太宰府市下水道事業会計資金不足比率の報告について

別紙のとおり報告する。

令和5年 8月25日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により監査委員の意見を付けて議会に報告する。

## 令和4年度 資金不足比率の状況

太宰府市下水道事業

### 【算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

$$\text{※資金不足額} = A + B - C (-D)$$

A = 流動負債 - 控除企業債等 - 控除未払金等 - 控除額 - PFI建設事業費等

B = 算入地方債の現在高

C = 流動資産 - 控除財源 - 控除額

D = 解消可能資金不足額

$$\text{※事業の規模} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益(営業収益計上分)の額}$$

### 【令和4年度】

$$A = 580,106,606\text{円} - 538,658,293\text{円} - 0\text{円} - 0\text{円} - 0\text{円} = 41,448,313\text{円}$$

$$B = 0\text{円}$$

$$C = 1,751,348,758\text{円} - 0\text{円} - 0\text{円} = 1,751,348,758\text{円}$$

$$D = 0\text{円}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= 41,448,313\text{円} + 0\text{円} - 1,751,348,758\text{円} - 0\text{円} \\ &= \Delta 1,709,900,445\text{円} \end{aligned}$$

※解消可能資金不足額は資金不足額が発生していないため算定の必要なし  
(地方公共団体が解消可能資金不足額を算定するための基準 第1の2より)

$$\begin{aligned} \text{事業の規模} &= 958,918,928\text{円} - 0\text{円} \\ &= 958,918,928\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{資金不足比率} &= \frac{\Delta 1,709,900,445\text{円}}{958,918,928\text{円}} \\ &= \Delta 178.32\% \end{aligned}$$

※負数の場合は資金不足額が発生していないため、公表の際は「-」となる。

### (参考)

令和4年度末地方債残高		4,855,992,601円
内訳	建設改良費	4,830,540,661円
	準建設改良費(地方債に関する省令第12条に規定する経費)	25,451,940円
	上記以外	0円